様式第２号（第６条関係）

誓約書

　伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策事業者支援給付金を申請するにあたり、次の内容について誓約します。

１　次に掲げる要件をすべて満たしています。虚偽が判明した場合には、給付金を返還します。

　⑴　伊豆市内において事業を営んでいること。

⑵　納期が到来する市税及び上下水道料金、その他市に納めるべき全ての料金に滞納がないこと。

⑶　令和３年７月末までに創業していること。

⑷　代表者や役員等が、伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第２号）第２条に規定する暴力団員、暴力団員等又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

⑸　宗教上の組織又は団体でないこと。

⑹　政治団体でないこと。

⑺　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。

⑻　伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策運送事業者支援給付金交付要綱（令和４年伊豆市告示第　号）及び伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策公共交通事業者支援給付金交付要綱（令和４年伊豆市告示第　号）の交付を受けていないこと。

２　伊豆市から関係書類の提出又は調査の求めがあった場合には、これに従います。

（伊豆市暴力団排除条例に係る事項）

１　役員等（申請者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう｡)が次に掲げるいずれにも該当しません。

⑴　暴力団員等（伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第２号。以下「条例」という｡)第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ｡)に該当する者

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ｡)又は暴力団員等を利用したと認められる者

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑷　上記⑴から⑶までに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

２　１の各号に掲げる者が、経営に関与していません。

３　当社又は私が暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを管轄警察署に報告し、必要な協力を求めます。

４　上記１から３に反する場合、市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞